

# しいの木の郷優先入所に係る取扱規程

平成29年4月1日

## 第1条（目的）

本規程は、特別養護老人ホームしいの木の郷（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるため、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に基づき、施設は優先入所に関する手続き及び入所の必要性を評価する基準等を定め、優先入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする

## 第2条（基づく指針）

本規程は、その内容及び運営については平成15年1月16日付け長社政第919号埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に基づくものとする。

なお、市町村及び関係団体がこの指針と同様の趣旨でその地域に所在する施設を対象とした指針を作成する場合は、その指針による。

## 第3条（入所の対象となる者）

（1）入所の対象となる者は、要介護3から要介護5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2の者にあつては、施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。

なお、介護保険施設に入所している者及び要介護1から要介護5の認定を受け病院に入院している者についても対象とする。

（2）特例入所の要件に該当することの判定は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない以下の事由によるものとする。

- 1 認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- 2 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- 3 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。
- 4 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

## 第4条（入所の申込み）

入所の申込みは、入所希望者または家族等がしいの木の郷優先入所申込書（以下「申込書」という。）（様式1）を施設に直接提出して行う。なお、入所希望者が要介護1又は要介護2の者である場合は、入所申込書提出時に施設より特例入所の要件について説明を行う。

また、申込内容に変更が生じた場合には施設に連絡し、施設が必要と認めるときには再度申込書を提出する。

## 第5条（入所申込みの受付）

- 1 施設は申込書の受付に際し、原則として入所希望者または家族等と面接のうえ、本人の心身の状態等を確認する。
- 2 施設は申込者に対し、本規程に定める優先入所決定の手続き及び優先入所の必要性を評価する基準等（別紙）について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。
- 3 しいの木の郷は申込書を受付けた場合には、別に備える受付簿（様式2）にその内容を記載し、管理する。

## 第6条（入所順位決定の手続き）

- 1 施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するため、合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、施設の施設長、生活相談員、ケアマネジャー、介護職員、看護職員等で構成する。なお、委員には優先入所決定の公平性・中立性を保つため苦情解決委員会第三者委員を加えるものとする。
- 3 委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催する。
- 4 委員会は、しいの木の郷優先入所決定調査（以下「調査票」という。）（様式3）、選考者名簿（様式4）及び申込書等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。
- 5 委員会は、開催ごとに議事録を作成し、2年間保管しておくものとする。また、県または市町村から求められた場合には提出しなければならない。
- 6 施設は、申込み受付け後最初に開催する委員会で決定された順位について、申込者にしいの木の郷優先入所順位検討結果通知書（様式5）により通知する。
- 7 施設は、入所希望者または家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。
- 8 施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

## 第7条（入所順位決定後の再確認等）

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

## 第8条（入所の必要性を評価する基準）

- 1 施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位をつけた選考者名簿を調整する。
- 2 施設は、次の項目について別表の「優先入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。
  - （1）介護の必要の程度及び心身の特性
  - （2）介護者の状況
  - （3）在宅介護の状況
  - （4）本人の住所地なお、この方法で順位づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。
  - ① 待機期間（長短の順）
  - ② 年齢（高い順）
- 3 委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。
  - （1）性別に応じた居室の状況
  - （2）認知症に対して施設の受入れ体制
  - （3）医療行為を必要とする場合における施設の受入れ体制
  - （4）入所希望者の都合により、優先入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を操り下げる。一定期間後入所辞退者から再度の申し出がない場合には選考者名簿から抹消し、受付簿にその旨を記載する。

## 第9条（入所順位決定の特例）

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- 1 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合
- 2 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）第19条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

第10条（規程の公表）

本規程は公表する。

第11条（規程の見直し）

本規程は、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針の見直しに伴い、必要に応じて見直しを行う。

第12条（適正運用）

- 1 施設は、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針を参考に定めた本規程に従い、入所の決定を適正に行う。
- 2 施設は、本規程の適正な取り扱い及び優先入所の決定を適正に行うため、埼玉県及び市町村に必要な指導、助言を求める。

第13条（適用時期）

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。